

○厚生労働省告示第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表の1のイ中「1,600無位」を「1,606無位」に改め、同1のロ中「1,300無位」を「1,306無位」に改め、同1の注6中「700無位」を「703無位」に改め、同1の注7中「1,000無位」を「1,004無位」に改める。